

○長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例施行規則

平成27年7月31日

規則第24号

改正 平成28年4月1日規則第17号

長柄町重度心身障害者の医療費助成に関する条例施行規則（平成19年長柄町規則第14号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例（昭和48年長柄町条例第20号。以下「条例」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

（受給券の交付申請）

第2条 重度心身障害者（児）医療費の助成を受けようとする者は、あらかじめ重度心身障害者（児）医療費助成受給券（交付・更新）申請書（別記第1号様式）に次に掲げるものを添えて、町長に提出するものとする。

- (1) 身体障害者手帳又は療育手帳の写し
 - (2) 健康保険証又は組合員証の写し
 - (3) 地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税の状況を明らかにすることができる書類。ただし、公簿等により確認ができる場合において、その閲覧について同意を得たときは、当該書類の添付を省略することができる。
- 2 前項の申請書は、条例第3条の規定に該当するに至った日後において提出するものとする。
- 3 新たに受給権者として資格を得た者については、その資格を得るに至った日の属する月の初日から行うものとする。ただし、受給権者が本町の区域外から本町に転入した場合であって、転入日の属する月に同項の規定による申請があった場合は、当該転入日からとする。

（受給券の交付及び有効期間）

第3条 町長は、前条又は次条に規定する申請書に基づいて重度心身障害者（児）医療費の支給を受けることができる者であることを確認したときは、申請者に重度心身障害者（児）医療費助成受給券（別記第2号様式。以下「受給券」という。）を交付するものとし、助成資格要件に該当しないと認めた場合は、重度心身障害者（児）医療費助成却下通知書（別記第3号様式）により当該申請者にその旨を通知するものとする。

2 受給券の有効期間は、原則として前条第1項の規定による申請があった日の翌月の1日から最初に到来する7月31日までとする。

(受給券の更新申請等)

第4条 重度心身障害者（児）医療費助成受給券の交付を受けている者（以下「受給者」という。）は、受給券の有効期間の満了する日より1月前から重度心身障害者（児）医療費助成受給券（交付・更新）申請書（別記第1号様式）を町長に提出して受給券の更新を申請することができる。

2 受給者は、受給券の有効期間が満了したときは、当該受給券をただちに町長に返還しなければならない。

(受給券の再交付申請)

第5条 受給者は、受給券の紛失又はき損若しくは汚損したときは、重度心身障害者（児）医療費助成受給券再交付申請書（別記第4号様式）を町長に提出して再交付を申請することができる。

2 前項の申請の場合において、受給券をき損又は汚損したことによるときは、当該受給券を添付しなければならない。

3 受給者は、受給券の再交付を受けた後、紛失した受給券を発見したときは、ただちにこれを町長に返還しなければならない。

(変更の届出)

第6条 受給者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、受給券を添えて、速やかに重度心身障害者（児）医療費助成受給券変更（失権）申請書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名に変更があったとき。
- (2) 加入する医療保険に変更があったとき。
- (3) 課税状況に変更があったとき。
- (4) 助成資格を有しなくなったとき。

(医療費支給の申請)

第7条 条例第5条第4項の規定による医療費の支給を受けようとする者は、重度心身障害者（児）医療費支給申請書（別記第6号様式）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、当該医療について条例第5条第3項に規定する医療に関する給付が行なわれたことを証明した書類及び医療に要した費用に関する証拠書類、その他町長が必要と認めた書類を添付しなければならない。

- 3 第1項の規定により支給を受けようとする者は、医療機関等に医療費を支払った日の翌月の初日から起算して2年以内に申請しなければならない。
- 4 第1項に規定する申請に基づいて、医療費の決定、又は却下をしたときは、重度心身障害者（児）医療費支給決定（却下）通知書（別記第7号様式）により当該申請者に通知するものとする。

（台帳等の整備）

第8条 町長は、医療費等の助成の支給実態を明らかにするため、重度心身障害者（児）医療費助成台帳（別記第8号様式）を備え付け、必要な記録を記入のうえ保管しなければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年8月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に受けた医療等に係る医療費の助成については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 この規則の規定による受給券の交付に関し必要な行為は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

附 則（平成28年4月1日規則第17号）

（施行期日）

- 1 この規則は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の施行の日（平成28年4月1日）から施行する。

（経過措置）

- 2 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てに関する手続であってこの規則の施行前にされた行政庁の処分その他の行為又はこの規則の施行前にされた申請に係る行政庁の不作為に係るものについては、なお従前の例による。

- 3 この規則の施行の際、第3条の規定による改正前の長柄町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則、第4条の規定による改正前の長柄町情報公開条例施行規則、第5条の規定による改正前の長柄町個人情報保護条例施行規則、第8条の規定による改正前の長柄町税に関する文書の様式を定める規則、第9条の規定による改正前の長柄町国民健康保険税の減免に関する規則、第10条の規定による改正前の国民健康保険税

に関する文書の様式を定める規則、第11条の規定による改正前の長柄町立幼保連携型認定こども園条例施行規則、第12条の規定による改正前の長柄町高校生等医療費の助成に関する規則、第13条の規定による改正前の長柄町子ども医療費の助成に関する規則、第14条の規定による改正前の老人福祉法施行細則、第15条の規定による改正前の老人福祉法第11条の規定による措置に要する費用の徴収に関する規則、第16条の規定による改正前の長柄町老人医療事務取扱細則、第17条の規定による改正前の長柄町後期高齢者医療に関する条例施行規則、第18条の規定による改正前の長柄町障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく介護給付費等の支給に関する規則、第19条の規定による改正前の長柄町身体障害者福祉法施行細則、第20条の規定による改正前の長柄町補装具費の支給に関する規則、第21条の規定による改正前の長柄町重度心身障害者（児）の医療費助成に関する条例施行規則、第22条の規定による改正前の長柄町障害児通所給付費等の支給に関する規則、第23条の規定による改正前の長柄町地域生活支援事業実施規則、第24条の規定による改正前の長柄町コミュニケーション支援事業実施規則、第25条の規定による改正前の長柄町日常生活用具給付等事業実施規則、第26条の規定による改正前の長柄町住宅改修費給付事業実施規則、第27条の規定による改正前の長柄町移動支援事業実施規則、第28条の規定による改正前の長柄町地域活動支援センター事業実施規則、第29条の規定による改正前の長柄町訪問入浴サービス事業実施規則、第30条の規定による改正前の長柄町更生訓練費支給事業実施規則、第31条の規定による改正前の長柄町日中一時支援事業実施規則、第32条の規定による改正前の長柄町障害者自動車運転免許取得費助成事業実施規則、第33条の規定による改正前の長柄町身体障害者用自動車改造費助成事業実施規則、第34条の規定による改正前の長柄町介護保険条例施行規則、第35条の規定による改正前の長柄町指定介護予防支援事業所の指定等に関する規則、第36条の規定による改正前の長柄町指定地域密着型サービス事業所及び指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定等に関する規則、第37条の規定による改正前の長柄町低体重児の届出及び養育医療の給付等に関する規則、第38条の規定による改正前の長柄町設置型浄化槽整備分担金徴収条例施行規則及び第39条の規定による改正前の長柄町農業集落排水事業分担金徴収条例施行規則に規定する様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。